

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日が休日)

## 鳥取県規則第五十号

### 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則

#### (目的)

第一条 この規則は、漁業者等に対し融資機関が行う漁業経営安定資金の融通を円滑にするため、県が利子補給を行うこととし、もつて漁業者等の経営の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この規則において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 漁業を営む個人
- 二 漁業生産組合

三 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が三千トン以下であるもの

- 四 水産加工業を営む個人

五 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が百人以下であるもの

- 六 漁業協同組合
  - 七 漁業協同組合連合会
  - 八 水産加工業協同組合
  - 九 水産加工業協同組合連合会
- 2 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則をここに公布する。

昭和五十六年六月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一項第一号の事業を行う漁業協同組合

二 水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第一号の事業を併せ  
行う漁業協同組合連合会

三 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業  
協同組合

四 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第一号の事業を併せ  
行う水産加工業協同組合連合会

五 農林中央金庫

3 この規則において「漁業經營安定資金」とは、漁業者等の經營の安定  
に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲  
げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

一 漁業者等に係る貸付金の合計額が、知事が別に定める額以内のも  
のであること。

二 償還期限が、一年以内のものであること。

三 利率が、年六パーセント以内のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、融資機関が漁業經營安定資金を貸し付けるときは、当該貸  
付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)

を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定による利子補給契約により県が支給する利子補給金の額は、  
毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日まで  
の各期間における漁業經營安定資金についての融資平均残高(計算期間  
中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の総和をその期間中の日数で除  
して得た金額とする。)に対し、次条に規定する利子補給率の割合で計

算して得た額とする。

(利子補給率)

第四条 演業經營安定資金に係る利子補給率は、年三パーセントとする。

(利子補給金の支給)

第五条 県は、第三条第一項の規定による利子補給契約に基づいて融資機  
関から利子補給金の支給の請求があつた場合において、知事が適当であ  
ると認めたときは、当該請求があつた日の属する月の翌月中にこれを支  
給するものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第六条 県は、利子補給金の交付に係る漁業經營安定資金を借り受けた者  
がその借入金を借入の目的以外の目的に使用したときは、当該漁業經營  
安定資金に係る利子補給を打ち切るものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの規則又は第  
三条の規定による利子補給契約の条項に違反したときは、当該融資機  
間に對する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若し  
くは一部の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、当該融資機関の行つた利子補給金の交付に係る漁業  
經營安定資金の融資に關し、知事が報告を求めた場合又はその職員をし  
て漁業經營安定資金の融資に關する帳簿、書類等を調査させる必要があ  
ると認めた場合は、これに協力しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表(第二条関係)

一 漁船、漁具、漁業用施設、漁業用機具、水産加工業用施設又は水産

加工業用機具の補修に必要な資金

二 漁業の操業に係る餌料、燃料油、氷その他の資材の購入に必要な資

金

三 異常の事象又は不慮の事故によつて受けた漁業に係る損失で知事が指定するものの補てんに必要な資金

四 漁獲物の価格が適正な水準から低落することを防止するため冷凍保管の必要があると知事が認めた漁獲物の購入又は保管に必要な資金

五 前各号に掲げる資金に類する資金で、知事が特に必要と認めたもの

## 告 示

## 鳥取県告示第五百六十四号

昭和五十五年産の米穀についての政府に売り渡すべき米穀に関する政令

第一条の売買条件を定める件(昭和五十五年農林水産省告示第千三十四号。以下「売買条件等」という。)第一の七の規定に基づき、昭和五十五年産の米穀の事前売渡申込みに係る代金の概算金の返納に係る加算金の利率区分別適用地域を次のように指定する。

昭和五十六年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 売買条件等第一の七の(1)のアの(イ)に基づき指定する町村(昭和二十八年十一月一日現在における町村をいう。以下同じ。)

町 村 の 名 称	町村が属する現在の郡
岩井町	
大岩村	
岩美郡	

## 二 売買条件等第一の七の(1)のアの(イ)に基づき指定する町村

船岡町 八上村 散岐村 西郷村 安部村 八東村 丹比村	八頭郡
若桜町 池田村 佐治村 智頭町 山郷村	
鹿野町 瑞穂村	
三朝町 上郷村 古布庄村 安田村 以西村	
江府町 日光村 大宮村 阿毘縁村 山上村 日野上村 福	
栄村 石見村 多里村	
東伯郡	
気高郡	
日野郡	

三 売買条件等第一の七の(1)のアの(イ)及び(ロ)以外の部分並びに同ウの括弧書に基づき指定する町村

町 村 の 名 称	町村が属する現在の郡
東長田村 上長田村	
西伯郡	

船損害補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第五百六十六号

**鳥取県告示第五百六十五号**  
昭和五十五年十二月鳥取県告示第千百七十号（豚等の移入の禁止について）及び昭和五十六年四月鳥取県告示第四百十五号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十六年六月十六日

鳥取県知事  
平林鴻三

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、漁

届出事項		発起人の住所及び氏名		加入区の名称		加入区の名称		指定漁船調書の縦覧	
伏野	鳥取市賀露町一二五六六	鳥取市賀露町一二五六六	岩美郡福部村大字岩戸島五二九	岩美郡福部村大字岩戸島五二九	岩美郡岩美町大字網代一部一三一	岩美郡岩美町大字網代一部一三一	岩美郡岩美町大字田後内三三の一	岩美郡岩美町大字田後内三三の一	岩美郡岩美町大字浦富二五二八
竹雄	萬尾良吉	萬尾良吉	松吉	松吉	榮男	藏吉	虎	秀	利治
加入区	賀露	加入区	福部	加入区	網代港	加入区	田後	浦富	東漁業協同組合
同賀露漁業協合	同賀露漁業協合	福部村漁業	網代港漁業	同組合	田後漁業協	同組合	浦富漁業協	昭和五十五六年六月三十日から昭和五十六年六月三十日まで	縦覧期間
まで昭和五十六年六月三十日から	縦覧場所								
同賀露漁業協合	同賀露漁業協合	福部村漁業	網代港漁業	同組合	田後漁業協	同組合	浦富漁業協	東漁業協同組合	指定漁船調書の縦覧

氣高郡氣高町大字酒津四四二 西岡尾辺一五〇重の貢一雄二	氣高郡氣高町大字八束水一五五五 田中瀬上一九忠二郎	氣高郡氣高町大字八束水一五五五 田中瀬上一九忠二郎	氣高郡氣高町大字八束水一五五五 田中瀬上一九忠二郎	氣高郡氣高町大字八束水一五五五 田中瀬上一九忠二郎	氣高郡氣高町大字八束水一五五五 田中瀬上一九忠二郎	氣高郡氣高町大字八束水一五五五 田中瀬上一九忠二郎
氣高郡青谷町大字夏泊一四九二 中嶋千代造	氣高郡青谷町大字長和瀬五一の 中嶋千代造	氣高郡青谷町大字宮脇真一の 中嶋千代造	氣高郡青谷町大字宮脇春海 立治	氣高郡青谷町大字赤崎原二二一 立治	氣高郡青谷町大字赤崎原二二一 立治	氣高郡青谷町大字赤崎原二二一 立治
東伯郡泊村大字泊一四九二 中嶋千代造	東伯郡泊村大字泊八一五 政立	東伯郡泊村大字泊八一五 政立	東伯郡泊村大字泊八一五 政立	東伯郡泊村大字赤崎原二二一 立治	東伯郡泊村大字赤崎原二二一 立治	東伯郡泊村大字赤崎原二二一 立治
加入区江	加入区赤崎町	加入区泊村	加入区泊村	加入区青谷町	加入区夏泊	加入区浜村
淀江組合漁業協	赤崎町漁業協同組合	泊村漁業協同組合	青谷町漁業協同組合	夏泊漁業協同組合	浜村漁業協同組合	酒津漁業協同組合
昭和56年6月30日から	昭和56年6月30日から	昭和56年6月30日から	昭和56年6月30日から	昭和56年6月30日から	昭和56年6月30日から	昭和56年6月30日から
西伯郡淀江町大字綱川八八〇の 俊○武の二一志一	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治
西伯郡淀江町大字綱川八八〇の 俊○武の二一志一	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治	西伯郡赤崎町大字赤崎原二二一 立治

昭和五十六年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

896

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号  
昭和五十六年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

## 三 議題

- 1 公職選挙法による選挙事務規程の改正について  
2 鳥取県選挙運動管理規程の改正について

一 日時 昭和五十六年六月十九日(金)午前十一時  
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室